

第4回 郡上市住民自治推進懇話会 要録

【日時】 平成24年1月25日(水) 19:00～21:00

【会場】 八幡防災センター 防災研修室

【要録】

1. 開会(企画課長) 午後7時00分

2. あいさつ

(座長)

- ・本日は、第1回～第3回住民自治推進懇話会のまとめについて今井先生より講演をいただく。その後に平成24年度の取り組みについて協議をお願いしたい。

3. 協議事項

(1) 第1回～第3回住民自治推進懇話会のまとめについて

- ・別紙資料に基づき経過説明(事務局)
「ワークショップの振り返りと住民自治の仕組み」(今井アドバイザー)
※資料により説明がされた。
- ・第1回ワークショップでは、住民自治について身近な生活の中で実践していることについて話し合い、住民自治は身近なものであることを実感する目的で実施した。清掃活動、伝統文化に関わる活動、自治会活動、公民館活動などの幅広い活動を行っていることが明らかとなった。課題として、少子高齢化による担い手の減少、地区内の住民同士の交流の希薄化、行事のマンネリ化などが上げられた。
- ・第2回ワークショップでは、「住民自治」にかかわるテーマについて、課題を見つけた上で、その課題を①自分や隣近所で解決できること、②自治会など広域な取り組みにより解決できること、③事業所やNPOにより解決できること、④行政が実施するもの、に分類し意見交換をおこなった。ワークショップからは、地域の様々な課題の解決やよりより状況にしていけるためには、単独で解決できることは限られ、地域に関わる全ての主体が協働を進めていく必要があることが見えてきた。

【協働の実現のためにそれぞれの役割では何をすべきか。】

- ・防災対策の関することでは、住民の防災意識が薄く自分にこととして捉えていないこと、自治会レベルでは、参加者が減少、地域の交流の希薄化、行事のマンネリ化が課題である。求められる役割としては、地域の行事に率先して参加すること、地域に課題などを自分のこととして認識すること、行事参加の市民への呼びかけや参加しやすい行事の開催、公民館やその他の地域活動との連携が必要となる。
- ・事業者・NPOは、専門的な知識を活かした市民、地域活動への直接的な支援や事業所へ勤務している消防団員の活動支援がある。
- ・行政は、市民の声を聞き、協働を意識した行政運営を実践しなければならない。具体的には、市民への情報の提供、団体間のコーディネート、事業立ち上げの支援、災害などの不測の事態への想定される準備がある。

【市民、自治会、事業所・NPO、行政の協働のための制度的な仕組みはどうするのか。】

- ・市民・自治会レベルでは、参加する方法が分からない、自治組織をどのように組織するのか分からないことの課題に対して、市民参加の仕組みや住民組織の仕組みの確立が必要となる。
- ・事業所・NPOレベルでは、そもそも協働という認識は薄く、何をすべきか分からない、役割分担も不明である。協働における役割分担の明示、協働意識の醸成と地域での社会貢献するための参加の場の整備が必要である。
- ・行政レベルでは、市民からの意見をどのように取り入れるか、取り入れた意見をどう活かすか、市民との協働を具体的にどうするのか、市民に意見を考えもらうための情報をどう提供するのかなど市民参加を取り入れ反映させる仕組みの確立、情報提供の仕組みの確立は必要となる。
- ・課題解決のための方策としては、市民の意見を取り入れた上で、市民参加を前提とした政策立案、施行の仕組みの制度化、市民、自治組織、事業所・NPOなどの協働の仕組みの制度化、

市民に情報が提供されなければ参加できないことから、協働の前提となる情報公開制度などの充実、地域自治組織のあり方の明示が想定される。

【自治基本条例とは】

- ・自治基本条例は、自分たちのまちの基本的なルールを定めたもの、条例の最高法規であるとされ、自分たちのまちの憲法とも言われている。条例の制定により、市民、自治組織、事業所・NPO、行政のそれぞれの役割を明確にすることになり、それぞれがまちづくりにあたって従うべき基準を知ることができる。また共通ルールにより、市政が行われることになる。

<意見交換>

- ・市民協働センター設置検討委員会へも参加しているが、自治基本条例と同時進行している。どちらも直に、効果がでるものではないが、もう一步進むような取り組みを進めたい。
(今井アドバイザー)
- ・市は条例・規則によって運営している。自治基本条例は、全体に関係する規範となる。自治基本条例の中で、自治組織や市民協働センターが位置付けされることになる。協働センターは自治基本条例がなくても設置はできるが、活動は自治基本条例に基づいたものとなる。
(座長)
- ・自治基本条例を作っていくときに、骨子案などを見ながら検討することが必要である。そうしないと全体がぼやけてしまう。例えば、文化活動はどうあったらよいか、環境整備はどうあったらよいかなどを考えながらコアに入っていくべきではないか。
- ・自治基本条例がよく分からない中で、自治について意見交換を進めてきた。次のステップに行く必要があると感じている。
- ・自分たちが行政に頼り過ぎてきて、自分たちがもっと主体的にしなければいけないことは理解しているが、そのことがどうゆうふうにならなければいけないのかよく分からない。憲法となるとよけい分かりづらい。
- ・懇話会では、自治基本条例に盛り込む項目など骨子案的なものを検討することとなると思う。
(委員)
- ・ワークショップで取り組んできたことを自治基本条例に繋げることが難しい。県内の先進的な事例を参考としてはどうか。最終的には、郡上市に合った条例を目指すことと思うが、条例のイメージが分からない。
(委員)
- ・懇話会への欠席者が多く、残念であり申し訳ないと感じる。もっと住民が参加すべきである。第1回から3回の懇話会は、どちらかといえば各地区の現状の活動報告であったが、今後の取り組みが大切であり、テーマを絞って議論すべきと思う。自治基本条例は住民のための条例であると理解すべきであり、自治会やシニアクラブなどの各種団体へ、こうして検討していること伝える必要がある。
(委員)
- ・自治基本条例制定ありきではなく、他市町の自治基本条例を参考にして学習会を開催してはどうか。以前、八幡市街地のまち並み協定に携わったことがある。地域住民にとって協定は条例のようなものであり、この協定を制定するために、ワークショップを何回も開催した。協定は、市街地9地区で7割以上の方が賛成した地区で、新築・改築・修繕をする場合に、屋根の高さ、色などを指定するはちまん市街地の景観を守るルールである。(現在はもっと広範囲の協定となっている)協定には強制力はないが、現在もルールが守られている。また、この協定に基づいて景観賞コンテストが開催されている。自治基本条例を勉強して、条例にはこんなものを盛り込みたいなど、平成24年度は目指すべきではないかと思う。

(2) 平成24年度の取り組みについて (事務局より説明)

<第2ステップ>

- ・第1回～第3回住民自治推進懇話会までを第1ステップとし、第2ステップは、自治基本条例の必要性について委員皆さんの意志統一を図るため、他市町の自治基本条例の取り組みについて学習会を開催する。その後、自治基本条例の必要性について意思統一を図る。

<第3ステップ>

- ・第3ステップは、第2ステップ後の委員さんの意向を踏まえ、住民自治推進へ向けての提言を

まとめるとともに市民への周知と意見交換を行う。

- ①業推進フローとしては、自治基本条例の種類や特徴についての学習会の開催、自治基本 条例に盛り込む項目の検討、自治会・公民館・女性の会・地域づくり団体・NPO法人などの皆さんとの意見交換会、市長へ自治基本条例に盛り込む項目の提言提出を予定して進めることとしたい。
- ②推進体制としては、住民自治推進懇話会、幹事会、小委員会を予定している。

<意見交換>

(委員)

- ・学習会を開催し、今井先生より、他市町の自治基本条例への取り組み、条例にはどんな種類があり、どんな特徴があるのか、条例制定による効果・結果などの指導を受けてはどうか。

(委員)

- ・県内でも、多治見市、岐阜市、垂井町、輪の内町で制定され、海津市でも取り組みが進んでいる。こうしたことも、今井先生から情報提供をお願いしたい。

(今井アドバイザー)

- ・今まで、住民自治、住民参加の身近なところから自治基本条例を考えてきたが、どうしても抽象的な話題となっていた。今後は、自治基本条例の情報公開制度、住民投票制度などの具体的なところを見ながら進めてはどうか。

(委員)

- ・資料には、第3ステップとして、条例の種類や特徴があるが、第2ステップでこのことも含め学習してはどうか。

(委員)

- ・関市は、平成24年度に検討委員会を設置し取り組んでいくことが報道されていた。学習会でも、こうした取り組みを参考としてはどうか。

(企画課長)

- ・まち並み協定は、正に住民自治の模範であると思う。自治基本条例の中で、住民の参加、住民の権利が位置付けされ、行政、議会がそのまちづくりを認めていれば、自治活動が保障されていることになる。自治基本条例は、こうした基本的なことを位置付けすることと思う。また、条例の中に、市民、自治会、公民館などが連携、協力し、協働によるまちづくりを支援するための施設を市民協働センターと位置付けすれば、その活動が保障されることになる。

(座長)

- ・今後の進め方については、小委員会により役割を分担してもいいと思うが、住民自治推進懇話会、幹事会で検討していくこととしたい。
- ・他市の事例学習会は、平成24年度に行うのか。

(事務局)

- ・年度内での開催も可能と思うが、幹事会で相談したい。

(座長)

- ・次回の学習会は、出席者が多くなるよう手配をお願いしたい。

4. その他

5. 閉会 (副座長) 午後9時00分